

# 就労資格証明書

番号 [REDACTED]



氏名 [REDACTED]  
国籍・地域 ネバール

日生 (男・女)

旅券番号 [REDACTED]  
在留カード番号/特別永住者認証書番号 [REDACTED]

在留資格 (在留期間) 技術・人文知識・国際業務  
(One year)

上記の者は、本邦において下記の活動を行うことが認められて  
いることを証明します。

## 記

### ◎ 活動の内容

本邦の公私機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野、若しくは法医学、経済学、社会学その他的人文学科の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(出入国管理及び難民認定法別表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びに同別表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び旅行の項の下欄に掲げる活動を除く。)なお、  
において、[REDACTED]や[REDACTED]に係る活動は、  
前記の活動に該当する。

### ◎ 就労することができる期限

[REDACTED] 日 まで

(注) 当該期限は、  
出入国管理及び難民認定法  
第20条第5項(第21条第4  
項で適用する場合を含  
む)の適用を受ける場合  
は、証明に規定する日)

名古屋 出入国在留管理局長

(注) 本証明書の所持人の確認は、旅券又は在留カード/特別永住者  
証明書により行ってください。